

## 御船町農業委員会会議録

※当議事録は公開用として個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

令和 6 年 9 月 10 日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和 6 年 9 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 9 月 10 日(火) 13 時 38 分～14 時 39 分

2. 場 所 御船町役場 第二分庁舎 大会議室

3. 農業委員 (14 名)

会長	1 番	富田 早苗			
会長職務代理者	2 番	藤岡 雅子			
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
3 番	徳永 廣敏	出	9 番	本田 義昭	出
4 番	吉田 正治	出	10 番	米田 則昭	出
5 番	池田 賢治	出	11 番	荒木 義一	出
6 番	山本 利一	出	12 番	松岡 秀明	出
7 番	福島 則義	出	13 番	村上 新次	出
8 番	本田 久幸	出	14 番	大森 勝範	出

農地利用最適化推進委員 9 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1 番	松原 茂	出	6 番	中川 桂一	出
2 番	山田 京治	欠	7 番	川地 勉	出
3 番	永本 智裕	出	8 番	福嶋 研治	出
4 番	田中 榮一	出	9 番	山本 富士夫	出
5 番	川部 裕志	出	10 番	野田 孝光	出

4. 議事日程

1	開会	
2	会長挨拶	
3	議事録署名委員の指名	
4	議案第 35 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
5	議案第 36 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
6	議案第 37 号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条第 1 項に基づく意見の決定と法律第 19 条の 2 による農用地利用集積計画について
7	報告第 38 号	法務局から転用事実の照会について

5. 農業委員会事務局職員

課長補佐 松崎 邦寿 主 査 松永 ちえ

事務局	定刻を過ぎておりますので、始めさせていただきます。本日は、山下事務局長が議会对応のため欠席となります。まず審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、欠席者無しということで、御船町農業委員会会議規則第 6 条により過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員、9 名の出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、9 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よろしく願いいたします。
議 長	はい、こんにちは。
全委員	こんにちは。
議 長	〈挨拶〉 本日の議事録署名委員は、お二方、13 番村上委員、14 番大森委員よろしく願い致します。それでは、早速審議に入ります。議案第 35 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、では、議案書の 1 ページをお開きください。 《議案第 35 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、詳細を担当の松岡委員、説明をお願いいたします。
14 番	はい、議案第 35 号申請番号①番、農地法第 3 条に係る所有権移転について説明します。申請地の所在地につきましては、議案説明資料の 4 ページにありますので、それをご覧いただきたいと思えます。所在、当該農地の概要につきましては、只今事務局の方から説明のあったとおりであります。これにつきまして、8 月 26 日に、推進委員の中川委員と委員会事務局で現地調査並びに関係者からの聞き取り調査を実施しております。当該用地にかかる判断基準としましては、全ての農地を効率的に利活用し、譲受人が耕作をすることを確認しております。また当該農地の現状につきましては、栗、枇杷、桃が植えてありまして、一つ目の農地につきましては、譲受人が既存に植えてある枇杷は、そのまま生かして、議案説明資料 3 ページの調査書の中には、記載がありませんけども、田には水稻、並びに畑地にはタマネギの栽培を行う計画であることを確認したところです。なお、農地法第 3 条第 2 項第 1 号及びそれに

	<p>関係する条文についても、議案説明書のとおり必要な要件を全て満たしていることを確認しております。よって、申請番号①の農地法第 3 条にかかる所有権移転については、許可相当であると判断したところであります。それでは、委員の皆さん方によるご審議の方よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見はございませんか。無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、続きまして議案第 36 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書の 3 ページをお願いします。      ≪議案第 36 号を説明≫</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①番から、担当の吉田委員、説明をお願いいたします。</p>
4 番	<p>はい、説明いたします。先般、田中委員と事務局とで現地を確認いたしました。場所につきましては、〇〇〇という地名ですけども、資料の 10 ページの方をご覧ください。具体的に言いますと、国道 445 号の〇〇〇〇〇〇があるんですが、その南側の土地です。因みに、JA のスタンドがある場所の間ということで現場を押さえました。〇〇〇というところで、具体的には、資材置場として農転をお願いしたいという申請になります。7 ページの審査表の中で、転用の目的であがっておりますが、建設資材の建設業を営んでいるけども、既存の資材置場では手狭であるから、この申請があがっております。基本的には、いろいろ諸々の関係をチェックしたところ問題ない。8 ページについて、事業計画ということで、ご覧いただくと分かるように、利便性、可能性と効率性ということで、場所的にいいという判断をされて申請をされております。今言いましたように、資材置場という形になります。広さにつきましては、1 反半弱ということで、建設機械と資材を置きます。具体的な用地の土留とかについては、申請地 11, 12 ページをご覧くださいと分かるように、現在土留をしています。その土留の上に砂利を 10 センチ置いて敷砂利をおいて建設資材を配置する。具体的な話としては、12 ページの写真が載っているんですが、これが、国道側から見た写真です。用排水については、左側の方で、既に添付がついており</p>

	<p>ますので、これについて自然浸透と排水、これを実際問題としては、用水路に水を流すということです。量にしては、排水についても心配ないと思います。三方側に、ブロックがついております。そういうことで、最初に戻ります。7ページをご覧ください。先ほど申しましたように、用途につきましては、資材置場、特に問題ないかと思いますが、皆さんのご審議の程も宜しく願います。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、皆さんご質問、ご意見はございませんか。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②番、担当の徳永委員、説明をお願いします。</p>
9 番	<p>はい、こちらは8月27日に事務局と川地推進委員と代理人とで現地を確認いたしました。場所はですね、15ページを見ていただくと、この状況で陣区にあって、お宮の近くになります。細長い畑でございます。場所は、陣の真ん中ということで、17ページに写真がありますが、これを見ますと左下が、1本木がありますが、ここは畑作地として利用されていまして、所有者が貸していた貸地になります。そんなに荒れていない場所になります。まずは事業計画書ということですが、転用理由ということですが、(今回資料の方が漏れていまして、今回机上に配布しております。事業計画書、A4のものが) 事業計画書が別にありますので、陣、小坂地区に「〇〇〇〇〇〇」といういわゆる子どもの障がい支援センターの所の社員寮を建築するというので、近場でそういう場所をあたっていて、私が区長していますから、そういう話を聞いていて、社員が寮として使いたいということで、7ページにありますけど、長屋敷を従業員兼従業員の家族を賄うことができるということで申請がなされました。それから私たちにとっては、田んぼ、畑を作付けする人達が居なくなっているのを、助かっています。それから給排水の問題は、近場で全部整っております。その心配はありません。5条申請の審査表がありますが、これを見ても、現地を確認いたしまして適当かと思われます。皆さんのご審議を宜しく願います。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、皆さんご質問、ご意見はございませんか。</p>

5 番	まだ、この近辺は、やっぱ空き畑だらけでしょう。
3 番	この辺は、見方によっては、2丁位の畑が、手つかず。栗は植わっていますが、開いてはなくて。買い手が来たことは来たんですよ。その辺には。結局はありませんでしたけど。
議 長	これは、2階建てでしょう。
3 番	2階建てです。
議 長	ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号③番、担当の大森委員、説明をお願いします。
14 番	はい、5条所有権許可について説明申し上げます。説明資料の22ページをご覧ください。場所なのですが、九州自動車道の〇〇〇〇インター入口の西側になります。先程、松崎課長補佐が仰られたけど、2月の会議の終了後に事務局と当時の委員さん達全員と〇〇グループの社長さんとで現地を確認しております。現地なのですが、現地の写真が24ページにありますけども、8月に入ってから、8月前までは、草ぼうぼうで見るにみかねんなという状況だったんですけども、8月に入りましてから全面草刈りをされていて、すぐにでも着工できるような現状になっております。事業計画なのですが、何故ここに建てられるんですかと聞いたら、やはり延岡あたりまで将来的には高速も繋がるし、九州圏内をするのには、ちょうど都合のいい場所で、ここに金属屋根とか金属壁を作る工場を建てられるそうです。土地が相当広いものですから、雨水なんかはどうされるかなと思いましたが、同じ敷地内の23ページにありますピンクの大きな工場のその横に、調整池を作ってすぐ傍に川がありますので、〇〇川に水を流すということでございます。当然、事務所等の建物がありますので、汚水・生活雑排水に関しましては、下水道がきておりませんので、合併浄化槽を設置後、〇〇川に流されるということです。19ページの調査票になりますが、農地区分は、高速道路の傍なので、第3種農地、面積が34,154㎡、一般基準は、1～10まで全てクリアしていますので、許可相当と思われるので、皆様方のご審議を宜しく申し上げます。以上です。
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見はありますか。
委員	ありません。

議 長	私たちが、現地を見に行った時にも草が生えていましたね。
14 番	みるみる草が生えてきてですね。
委員	区域外用地とはこれは何ですか。
議 長	これは、畑で残っている。事務局が説明を。
事務局	区域外用地の部分は、国有地。今現在買収を進めておりますが、2、3 年位かかるそうです。買収が済めば、ここも事業用地になります。
議 長	ほかにご質問、ご意見はありませんか。はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議 長	はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号④番、担当の吉田委員、お願いいたします。
事務局	すいません、これも、当時作る時に担当が居なかったものですから、4 号の別添の農地転用許可の申請にかかるということで、一応 3 枚ものが、これが差替え分です。皆様のお手元にあるかと思えます。この写真以降はついておりませんでしたので、これを添付しています。これをもって吉田委員が説明されますので、宜しくお願いします。以上です。
4 番	よろしいですか、議案書第 4 号、木倉の〇〇〇というところの具体的に場所を説明しますと、先般〇〇〇の北側に土砂が堆積していたところのものを、仮設住宅があったところに駐車場のところの廃土を申請地に持ってきた。〇〇〇の裏の今回の申請地の場所のところは、農転にかかっていないということで、農転に許可して下さいということで、始末書が出ています。この〇〇〇ホームは、知らなかったと。農転にかかっているのを。もうちょっと具体的に言いますと、土砂の集積地ということで、適地がなかったものですから、あそこで表土があるので、ここに持ってきましたということですが、農転にかかっていなかった。特に、ここに土砂を置くということ自体は、農転にかければ、皆さんの審議で、碎石位は問題ないということで、ちなみにあそこは、雨水とか排水関係が全然取れていない、それも含めて一時的に保管する土砂等についての雨、雨水、排水については、特に支障がないということで判断されて申請されております。この差替えの図面については、航空写真か、この写真をみると分かるように、〇〇川の東、〇〇川の南になる場所です。ここに一部集落があるんですが、この集落の方には、影響がないということで、私が一つ疑問に思うこと

	<p>は、この土砂を運搬するにあたって、どこから運搬するか、この申請地には、「445に隣接し」と書いてある。445は、この道はもっと西にあたります。実際は、443から入ってから〇〇〇の横を通ってですね。そういうちょっと懸念事項はあるんですけども、具体的には事業の目的については、2ページをご覧ください。面積が広いのですが、〇,〇〇〇㎡、ちなみに13筆の田んぼだったんですけども、そこに廃土、土砂を集積するという目的で申請されています。2ページの事業計画の給排水計画ということで、これを確認してきます。給水については、必要ありません。雨水については、場内浸透を行うということであっております。あそこは、〇〇川と〇〇川に挟まれた地域ですので、自然にそちらに流れていくのではないかと思います。汚水の設置は、必要ありません、給水の設置も必要ありません。概要については、私の方から一応説明の方は終わるんですけど、皆さんで疑問とか質問があれば審議いただきたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>吉田委員、土砂の出し入れは、445号とか、甚だ疑問なんですけど、それは立会の時、現地確認の時に、相手に聞いておかないといけないんですよ。ここで言うことではないんですよ。ここで疑問ですけどって言っても誰も分からないんだから。</p>
4番	<p>分かりました。</p>
議長	<p>そのために立会をしているんだから。</p>
事務局	<p>今、御船町に住宅地を造成する予定の土地の泥を運搬しているんですよ。そこの許可と〇〇〇裏の土地の許可を勘違い。それを担当者から。</p>
議長	<p>いや、そんなことはないでしょう。</p>
委員	<p>(笑い)</p>
7番	<p>あの、この土地の7月29日、〇〇〇の裏に泥が入っているところを見て、まさかあの土地の土砂ではないよね。何か許可があってしているなら問題ないのですが、なんか勝手に持って行っているんじゃないのだろうかと、思いましてですね。会長にも、何かありましたかと言っても、まさかこんな風に出て来るとは思いもしなかった。なんか、してしまってから始末書を書けといっても。</p>
11番	<p>あの、今までの流れからして〇〇〇ホーム以外の、始末書さえ書けばそれで済む。</p>
議長	<p>こういうのを他の地区でも聞くんですよ。始末書添付で終了するんですかというけど、そういう風になっているんだったら反対</p>



	する理由がないもんな。始末書の出し方たい。
7 番	おかしいというところは、全然いつているからね。
議 長	そうそうそう。
7 番	なんでその時にきちんと出来ないのかな。
議 長	本当にすいませんという始末書であるかどうか、今回のところとは、意味が違う。
7 番	その時は、写真があったと思うけど、抜けたのかな。また、いろんなことで、出て来るんじゃないのかな
議 長	うちの場合は、ここ何件だからね。あっちこっちでこういうことがあるみたいですよ。勝手に重機やら何らや置いているらしい。そういう時は、こちらとも言われないから見て見ぬふりをしている。他町では。
7 番	どうもそこら辺がね。
議 長	郡の協議会でも、現場でいろいろと意見を言って張り合っているけど、あとで、後ろを見ると味方は付いていないと。もうちょっと、やっぱ農業委員会とか農地法とかでバックアップしてもらわないといけないですよ。ここで言ってもしょうがないですが。
事務局	すいません、前回、前々回位の話であったのだと思いますが、転用関係のことで、町のホームページにも転用関係で掲載してやっているのですが、広報とかを通じて町内業者ばかりではないからですね、町のホームページを見た方が業者の方には、浸透するかと思いますので、今やっているんですが、窓口にも徹底します。あの始末書が出て、こういうのが出ているからですね。事前に把握したものについては、業者の方に徹底します。件数は、この所多いので、事務局でも対応していきたいと思います。
議 長	徹底的にいった方がいいよ。これは、決をとったかな。それでは、ご質問、ご意見はありませんか。無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(過半数以上の挙手)
議 長	はい、賛成多数で許可といたします。それでは議案第 37 号を提案します。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案書の 8 ページをお願いします。 《議案第 37 号を説明》
議 長	はい、それでは、只今の事務局の説明に対して、ご質問はございませんでしょうか。それでは、了解していただける方の挙手をお願いします。

全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、全員賛成で承認といたします。それでは、報告事項を事務局から説明をお願いいたします。
事務局	はい、議案書の 11 ページをお願いします。 《報告第 38 号の説明》
事務局	要は、担当業者が、工事が終了したときに、地目変更登記までして完了ですけど、そのままにしておいたと。既に農業委員会は通っています。地目変更するための処理です。許可がもう既にされていますよという書類です。
議 長	あー、わかった。やっとわかった。
事務局	すいません、分かりにくい説明で。
議 長	質問ありませんか。他にご質問ございませんか。これで、本日の議事は、終了いたしました。それでは、事務局から連絡があれば。
事務局	<その他報告について> ・(会長から机上配布) 農地区分の早見表 ・農地パトロールの実施日程について
議 長	これで本日の総会は、終了します。失礼します。
	上記の顛末を記載し、相違なきことを証明するためにここに署名する。  13 番  14 番